

第六十五回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和四十六年二月十七日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 奥野 誠亮君 理事 鏡治 良作君

理事 久野 忠治君 理事 堀 昌雄君

理事 二見 伸明君 理事 門司 亮君

赤澤 正道君 小島 徹三君

白濱 仁吉君 田中伊三次君

阿部 昭吾君 西宮 弘君

山本 幸一君 岡沢 完治君

出席國務大臣

自治 大臣 秋田 大助君

出席政府委員

自治省行政局選 中村 啓一君

選挙局長

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、本案について政府から補足説明を求められております。これを許します。中村選挙部長。

○中村(電)政府委員 お手元に配付されております法律案の関係資料の二つ目の青い紙の次に、今回お願いをいたしております国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、若干数字につきましても、補足的に御説明を申し上げたいと存じます。

要綱で五点あげておりますが、今回改正をお願いしたいと考えております実態的な点は、一から四までの四点でございます。

第一点は、基準法は、四十三年に改正をお願いいたしました以来、実質的に四年度間据え置いたまわつたわけでございますので、その間におきまして公務員の給与改定等がございまして、選挙事務に従事いたします地方公共団体の職員は、勤務の単価等に手直しをお願いいたします必要が出てまいりましたわけでございまして、今回その改定として従来の単価の約四割の引き上げをお願いを申し上げております。これによりまして増加所要経費は約七億六千万円でございます。

第二点におきましては、選挙の際に臨時に使用します人夫賃につきまして、最近の実情に見合った単価の改定をお願いをいたしたいと存じておるところでございます。これによりまして従来よりも約一億九千万円見当の経費の引き上げをお願いしなければいけないということになるわけでございます。

それから第三番目におきましては、選挙の点、投票管理費、開票管理費また投票立会人、開票立会人等の費用弁償につきましては、単価の改定でございます。これにつきましては若干上げ幅が大きくなって恐縮をいたしておりますが、六割強の引き上げをお願いしたいと思っております。投票立会人等につきましては、従来千二百円ということでございますが、二千円に、投票管理費等は、千五百円でありましたものを二千五百円というふう

に引き上げをお願いしたいと思っております。これは大抵政府全体のこういう委員的なお仕事を願ひする方々につきましても、費用弁償の単価を、全体をならみ合わせてこの際調整をしていただきたいということで、事務的に関係方面とお話し合

いをお願いいたしました結果に基づくものでございますが、上げ幅が若干大きくて恐縮をいたしますが、六割強の改定をお願いしたいと思っております。これに要する所要経費も約一億九千万円増加いたすわけであります。

第四点といたしましては、運賃の改正がございまして、物価の変動がございまして、旅費でありますとか、燃料費でありますとか、あるいはボスター掲示場でありますとかいう点の単価の改定、あるいは入場券の送付等の関係の経費、これにつきまして従来若干実情に合わない面もあったように感じましたので、それらの手直し等をお願いをいたしたいと思っております。その関係の経費は全体で三億二千万見当の増額であります。

以上、今回提案をしております基準法の改定につきましても、数字的に若干補足を申し上げた次第でございます。よろしく御願ひいたします。

○吉田委員長 大臣が出席するはずでございますから、しばらくお待ちください。

○吉田委員長 速記をとめて。

○吉田委員長 速記を始めて。

は、投票管理費、開票管理費また投票立会人、開票立会人等の費用弁償につきましては、単価の改定でございます。これにつきましては若干上げ幅が大きくなって恐縮をいたしておりますが、六割強の引き上げをお願いしたいと思っております。投票立会人等につきましては、従来千二百円ということでございますが、二千円に、投票管理費等は、千五百円でありましたものを二千五百円というふう

○吉田委員長 速記をとめて。

この法律は、公布の日から施行をさしていただきます。たいへん恐縮に存じますが、もとよりこれは国会議員の選挙の経費でありますので、具体的にこの法律が適用になりますのは、衆参両院の選挙、さしあたってことしは、まず参議院通常選挙からでございますが、御案内のように、三月に入りますと地方統一選挙

が始まるわけでございまして、地方側の希望といたしましては、できるだけ早く法律の御決定を賜われれば、それに従って、地方のやりまします地方選挙につきましても、これを一つのめどにして予算その他の措置を配慮したいという希望を全国の選挙関係者持っておるところでございますので、たいへん恐縮をいたしますが、できるだけすみやかに御決定を賜われれば、全国の関係者としてはたいへんありがたいところだと存じておる次第であります。

が、当然引き上げられるべきものが引き上げられていないためにこうむった損失といえますか、これはどのくらいになりますか。

○中村(警)政府委員 お話のございましたように、四十三年以来引き上げが行なわれないうちに、四十四年末の総選挙を迎えたわけでございますが、主として問題になりますのは、その間におきます公務員の給与改定に伴います超勤等の単価が論点になるかと思っております。それらにつきましては、従来、いずれにしても総選挙の際には予定をされない種類の性質でございますので、総額を予備費で措置をいたしてまいったところでございますが、その具体的な予備費による予算措置の際に、いわゆる調整費という形で、必要な超勤等の増分については法律に基づく単価に加えて調整的な配慮をいたしてまいってはおりません。そういう点で、大体四十四年十二月にやりました総選挙の際におきまして、地方団体にたいへん窮屈な思いをされたという点はないような配慮は尽くしたつもりでございます。

○堀委員 つもりでございますというところらしいのですけれども、私どもの聞いておる範囲では、大体国の選挙が行なわれると、地方自治体はかなりの持ち出しになると聞いているのです。いろいろな点で非常に持ち出しになる。大体いまの基準額そのものが、それは確かに人件費その他については多少調整ができておるかもしれませんが、まあこの経費の中には、立会演説会の経費とか、いろいろなものが入っておりますね。いろいろなそういう諸経費を見ると、どうも実情と皆さんの基準との間に、常に差があるように私は地方選挙で聞いておるのですけれども、その点はどうでしょうか。

○中村(警)政府委員 堀先生のお話の点は、国の選挙でございますので、地方団体はそれがある意味では請け負ってやっておりますから、かかった経費は、当然に全部出さなければいけないというのには、本質的にはあるいはそのとおりかと思ひますし、そういう意味では基準法だということ

ことで、何と申しますか、国の側の利益のために一定のワケをはめて押え込むなんという考え方が、体がおかしいという論議もあるかと思ひます。私も、いわゆる地方団体の側に立ちますと、そういう論議もあり得るところかと思ひます。が、いま申して、やはりいかに国の選挙であつても、十人でも二十人でも三十人でも人を投入してやるということになりまして、スタンダードがないということも困るであらうというところで、こういう基準をやつて——特に基準法が妙味を発揮しますのは衆議院議員選挙のような場合でございます。いづつ選挙があるのかかわらない、なった場合に、直ちに地方団体としても予算上の措置をしなければいけない、そういう場合の配慮も考へて、こういう基準法をお願いをいたしておるところでございます。

具体的に、それは堀先生のお話のように、選挙のつど、地方団体が国の選挙のために持ち出しをどれだけやつていくかという点になりますと、私もときどきその声は聞きます。実はできるだけ実態の把握をして、地方団体に不当に申しますか、持ち出しをしないような結果になつてはいけないということに常に配慮はいたしておるところでございますが、現に私どもの調べたところでも、これだけ持ち出したというところ、全部ではありませんが、中には申し出ておるところもあります。

ところが、同じような規模の団体で調べますと、そういう団体は一応基準の中でまかなつておるといふような事例がかなりございまして、一つはそれぞれの団体におきまして選挙のしかたのたのたろうと思つておられます。そこで非常にここで持ち出しであるとかないとかの議論でめんどろになりまして、二十日間なり二十三日間の選挙の際に、もとよりいろいろな計算機でありますとか、いろいろな複写機でありますとかいう、そういう機材が必要であります。その機材を選挙の際に選挙費で買う。ところでその機材費は、それぞれ耐用期間が五年なり六年なりあるというようなこ

で、どうもそれぞれの団体の経理のしかたなり、また事務のしかたによつて、超過負担であるのかないのかというところが非常に微妙な議論のあるところでございます。

そこで、正直に申しますと、いままで超過負担があるといわれながら、厳密にこれだということをつかみ得るには要素がたいへん困難でございまして、明確にこれだけの差額があつたといふことはちよつと言いかねるのでございます。言いかねるのでございますが、しかし、私どもとしては、やはり少なくとも基準自体は三年間据え置かれ、現状とはたいへん離れてきておりますので、そのつどの調整費による調整では限度もありませんし、今回のお願いは、そういう意味でいままでの三年間かなり論議されましたものをそれぞれ調べ上げて改定することに運びが進んだというふうな理解をしております。

したがつて、たいへん長くしゃべつて恐縮をいたしました。堀先生のお話の、従来の実績による基準と実支出の差額はどうかということにつきましては、的確に、これこれの団体でこれこれの額でございますというふうにはちよつと申し上げかねる面がありますことを御了承願ひたいと思ひます。

○堀委員 これは皆さんのほうには資料がないからおそろくそういうことになると思ふので、この際、次の参議院選挙にあつて、ひとつ全国的にサンプルをきめて、大都市、中都市、小都市、町部、村部といふか、そういう形で、少なくとも全体に対するカバレッジが二〇%なり三〇%なりになるような形にして、ひとつ当委員会に、実際に施行した経費と、その基準額によつて地方自治体を受けた経費と、これらの経費の実情について、いまおつしやるように確かに処理のしかたには多少いろいろの差があると思ひますけれども、やはり二、三の特別の例をもつて話をされても、これは地方自治体全体の問題になるわけですから、どうかひとつその点は来たる通常選挙の際にあらかじめ事前にそのことについて連絡を

し、そしてその後直ちに調査をしますということ、ひとつ調査報告を当委員会に出してもらいたいと思ひます。

やはり私どもとしては、国の選挙についてはできるだけ地方自治体に持ち出しがないことが望ましいのであつて、地方自治体の選挙は地方自治体が行なうのでありますから、これは当然でありませうけれども、せつかく国がこうやつて執行経費の基準をきめておる以上は、基準そのものが少なくとも超過負担をしないようなことにならないようにしておく必要があると思ひますので、その問題を特に要望しておきたいと思ひます。

二点目は、この資料を拜見しておりますと、区と市と町村と、こう分かれておるわけですね。区と市の間に実はかなりの開きがあるのですけれども、これはいまの地方行政上の一つの何かルールがあるのかもしませんが、もう区と市を区別する理由は私はないと思ふんですね。私も尼崎市に住んでおりますけれども、大阪市の西淀川区といふのと隣接しておりますが、一市区と市に何の差があるのだろうか。ところが、これを見ると、全部区と市の間に差額が設けられておるわけですね。これは廃止するわけにはいかぬですか、実情に応じてですね。これは地方行政の何かのルールはあるのかもしないけれども、これなどはいまの話からいつても、実情に即して費用を出すというのに、こんな差が実情としてあらうなどは私は考えられないのですけれども、なぜこんな区と市に差別があるのですか。

○中村(警)政府委員 お話の点もごもっともだと思ひますが、こういうふうな差別を区、市、町村で設けておりますおもしろい理由は、職員の給与単価の違いがかなり統計上あるものだから、それを基礎にいたしまして超勤等の補正をするというのがあるからで、市を分けておるのでございませう。厳密に言ひますれば、おそろく地方公共団体の給与のあり方というのは国に準じておるという区別を設けることについて、たゞま論議と

しては異論が堀先生のお話のようにあるところ
かも知れません。しかし、給与実態調査等を見ま
すと、区のある地域あるいは区の存する地域を
含む府県とその他の府県との間に、給与上の格差
が実態問題としてはあるのをごさいます。そうい
う意味で、主として超勤の補正ということですが、
いう三段階にいたしておるわけですが、
お話しのように、だんだんと区と市の間の開きは
それほど大きくなっていない、むしろ縮んでくる傾
向にもございますので、ただいま堀先生のお話の
ありましたような点も頭に入れて、今後の検
討の際にはなお一つの課題として考えていきたい
と思ひますが、現状におきましては、給与実態か
らくる差をやはり実情に合わせて反映させざるを
得まいというふうに考えまして区と市を分けてお
る次第でございます。

○堀委員 いまそういうお話だったので、私
どもの付近で言いますと、尼崎市、西宮市、伊丹市
というように、大阪市内に隣接しておる市、あるい
は大阪市の周辺に枚方市なりいろいろな市が周辺
にありますね。これらの市の給与は大阪市とちっ
とも変わらないですね。自治省御承知だと思ひ
のです。いまのお話で、なるほど給与に差があるの
ならこれは当然だと思ひますが、現実には給与に
差がないにもかかわらず基準が下回るときには、
これはどうなるのですか。要するに、縮まってい
ると言われるけれども、これを見るにかなり差が
ありますよ。ですからこれは差があるというこ
とは、私はどうもいまの実態からいって納得がで
きません。おそろく関東でも、東京都と周辺の市
は、地方公務員の給与についてそんなに差があろ
うと思ひないわけですね。だからその点は、い
ま私が言っているのは、こういう経費は実情に即
して出さなければ、一方的に国がこういう基準を
きめても、そこに差額ができては困るぞというこ
とを私はいま取り上げておるのですからね。全体
の問題としてもそうだし、区と市というようにこ
との縦のアンバランスの中にも問題がありますよ
と、こういう問題提起をしておるのですが、これ

は過去にはそうであつたかも知れない。しかし、
私が承知しておる範囲では、われわれの周辺は、
すでにもう十五年来給与の問題については大阪市
とちつとも変わらないのです。場合によつたら
少し阪神間のほうが高いかも知れない。このくら
い給与水準の高いところがあるのです。しかし、
それは市なんです。大阪市なり神戸市になれ
ば、区になるのです。そのところは、たとえ
ば、区の間から問題になつては川崎市の問題一つ
をとつてみても、川崎市は市である間は安いの
だ、区になつたらとたんに高いのだ。しかし、別
に市から区になつたからといって、そのときに給
与が上がると思ひないのです。どうもこう
いう考え方というのはどこかで少し整理したらど
うかと思うのです。あるいは給与水準に基づい
て、給与がどこからどこまでの範囲のものはどう
するとか、給与に關係するものを、区と市だけで
機械的に分けておるといふのは問題があるのだ
がね。特に、地方公務員の場合には国と連うので
すから、これは地方によつてきまつておるわけ
であつて、一律になつていないのですから、それは
一律になつておるかどうかは、区や市であるとい
うことによつて給与がきまつていないといふこと
が背景にありながら、基準を区や市に置いておる
という問題は問題があると思ひますが、これはど
うでしょう。

○中村(警)政府委員 いまお話しした点はこもつ
ともな点があります。実はこの基準法で一番頭が痛
いのは、給与の単価がかなり高い団体がある、そ
の団体にきまつて高いといふことで、基準をこえるの
ではいかないかといふことになりまして、先ほど一
番初めに御話しになりました超過負担論という
のは、大体超勤の経費といふことになるわけでご
さいます。しかし、高い団体をそのまま実額をと
いうわけにもなかなかまいりませんものですか
ら、そこで一定のスタンダードを設けておきまし
て、従来傾向として区と市におきまする給与の格
差、これはむしろ給与だけではございませぬの

で、人夫賃その他のものも、統計上出てまいる差
も計算には入れて全体の経費を算定はいたしてお
るところではあります。ウエイトとしては職員
給与が高いところでありまして、そこで基本的に
区と市の区分が適当かどうかといふ点につきまし
ては、今後の給与の水準の調査の積み重ねにもよ
ります。先ほどお話しになりました、今回の通
常選挙の実績等も勘案をいたしまして、手直しを
要すると思へられます。私も直ちに所要
のお願いをいたしたいと存じております。わけが
が、現状においては、従来の統計上の数値に基づ
いての区分でやっております。

ただ、お話しのように、区という銘柄がつか
ないけれども、区と同じような高い団体があつて、
その団体は、したがつて、かなり極端な超過負担
にならざるを得ないといふところが出てまいりま
すが、それにつきましては、もとより全額とはい
きませんけれども、ある程度は調整費でもつて考
慮するといふことでもつて措置をいたしておるこ
ろでございます。

いづれにしても、御指摘をいただきました
問題点については、なお今後研究をさしていただ
きたいと思ひます。

○堀委員 選挙部長、自治省のお役人だから自治
省の実態を御存じないわけではないと思ひますが、
が、ちよつと一例をあげて伺ひたいのですけれど
も、鹿児島市の給与水準と尼崎市の給与水準とい
うのはどのくらい差があるのでしょうか。同じ市で
すよ。市の中にいふん格差がある。

○中村(警)政府委員 恐縮ですが、尼崎と鹿児島
というのは、さばりこに統計を持っておらない
のですけれども、いわゆる東京二十三区の特別区
と、それから行政区を持つております六都市を合
わせましたところの平均給与月額が五万四千五百
六十一円になつております。それを除きました市
は四万七千五百三十六円といふことになつてお
ります。

○堀委員 それでちよつと聞きますけれども、私
はいまの区の中でも大体格差があるのじゃないか
と思ひます。区の中でも格差がある。この区の中
の格差と、場合によつたら市の中でもうんと格
差があると思ひます。その中の市の上のほう
は、場合によつたら区の上より上に上がつていて
ところがあるのじゃないかと思ひます。これはいま法
案が出ていますからあれですが、やはりものは経
済の問題でして、私いまあなたの答弁を聞きなが
らちよつと気になるのは自治省の発想で、要する
にこれは国の選挙をやらせるために補完をするの
でしよう。給与の問題を考えているわけじゃない
のでしよう。そうしたところは、特に高いところ
はまるまるやるのは問題があるから、調整費でそ
の何分の一かを調整するといふ話も、私これは問
題があると思ひます。何か自治省といふところ
は給与水準を抑えるためにはあらゆる手段をつ
くつて、それに關係のないものでまいりうこと
をやろうなんという発想は、この際私はやめても
らいたいと思ひます。自治省が行政局としてそ
ういふことをやっていると、これは議論があつ
ても別問題ですが、選挙経費で国の経費を負担さ
せるのに、おまえのところはちよつと給与が高過
ぎるから、調整するにしても全部は見られぬぞな
んという発想はこの際やめてもらわなかつたら、
私はちよつとこの法案を簡単に通すわけにいかぬ
と思ひます。発想からちよつと変えてもらつて、私が
最初に申し上げておる通りに、国の選挙を地方自
治体に委託して行なうのだから、その限りにおい
ては、その実情のいかんを問はず、国の選挙に
よつて要した費用、さつきあなたが言つたよう
に、そのときに計算機を買つたといふようなこと
は例外であります。給与費の差額などというこ
とはもうきわめて明瞭なものですね。その給
与費の差額までも地方自治体に持たせなければい
かぬようなやり方は、私は問題があると思ひので
すよ。発想として問題がある。

どうでしょう。大臣、ひとつこの発想の点
は、今後こういう国の選挙を行なうための執行経
費の問題は、実情に即して調整費をもつて満度
に見る、ただしいまの例外は別です。給与の点は

例外にならないのだから、非常にはつきりして
るのだから、こういうようなことは当然行なりべ
きだと思ふので、今回の法案はもうすでに出され
ておるし、あとの選挙の關係もありましようか
ら、直ちにこれを全部書きかえろということはで
きないから、次回から実際に要した費用をひとつ
調整費をもって満度に見る、こういうことにし
てもらいたいのです。どうですか、大臣。

○秋田国務大臣 私堀先生の御意見に賛成で
ございます。今後はそういう気持ちで、またそのつ
もりで検討をして、直すべきものは直していく
よう考えます。

○中村(登)政府委員 たいへん恐縮でございま
すが、堀先生おっしゃる点、私も全面的に同調
をし、共感をしておるところでございまして、自
治的な発想ということになりますと、あるいは
地方団体の給与は一本であるべきだという形で、
たとえあんまりこういうことを言うとおしかり
を受けるかもしれませんが、大体において地方団
体の給与は一本という考え方でやっておりますけ
れども、私も、やはりこれは国の選挙をやつ
ていただくのだから、実費要った費用に近づけ
てやるべきだ、こういう発想でこの区、市の区分
な人もやってきておるわけでございまして。した
がって、発想のしかた自体は、堀先生のおしかり
を受けないような、むしろ逆に堀先生の御支持を
受けるような発想のしかたでやっておりますのは
ございまして、お話のように、それでは完全に区と
いうタイトルの中で区に準ずるようなものを含ん
でおるか申しますと、問題は潜在しております
ので、そういう点の手直しはぜひ今後やらして
いただきますが、発想自体はぜひ御理解をいただ
きたいと思ひます。

○堀委員 発想はいいですが、私はそれよりも、
実際に超過負担にならぬ、国の選挙については実
情に即して、ということだけは大臣もきょうは確
認をしていただきましたから、次回はそういうこ
とでひとつ法案を出していただいて、少なくとも
国の選挙について地方がやつたらまた赤字が出る

などというような不安がなくなることが、私は日
本の政治を進進させるためでもあるし、民主主義
の根幹にかかわる問題でありますから、どうかひ
とつその点は、調整費は十分に取って——基準は
基準ですから、これは基準でよろしい、しばらく
次に改めるまでは……。しかし、調整費を十分に
取って、その調整費の中で、さっきのあなたの発
言のような、ちよつと超過するからそこはちよつ
と加減をしてというふうなことのしないように、
高過ぎようが超過しないが、これは地方行政プロ
パールの問題で、これは角度が違ふのだから、国の
委託だから、その点については、そういうことが
ないというのをひとつ十分考えてもらいたいとい
うことで私の質問を終わります。

○吉田委員長 二見伸明君。

○二見委員 ただいま堀委員の御質問の中で、実
情に合わない点について自治大臣は前向きに御答
弁をなされましたので、私もその点は了解した
と思ひますけれども、先ほど中村さんのお話です
と、市、区、町村間の格差は多少是正されつつあ
る、たしかそういうお話があったように思ひます
けれども、私はあまりまだ格差は是正されてない
んじゃないかという感じがするのです。これは、
私の数字が違つていたらまことに申しわけないの
ですけれども、超過勤務手当が、たとえば区、市、
町村で見ると、区の場合が三百二十二円九十二
銭、市の場合が二百八十一円三十三銭、今度の改
定ですと、町村の場合が二百三十三円七十九銭と
いう数字が出ておるわけですね。数字が違つてい
たら御訂正いただきたいのですけれども、むしろ
これは、いままでよりも多少この差というものは
開いてるんじゃないか、こういう感じがするわけ
ですけれども、その点いかがでしょうか。

○中村(登)政府委員 二見先生のお話にございま
したように、超過勤務手当の一時相当りの単価
につきましても、市町村全体としては二百六十二
円という単価でございまして、それは全国の平均
といたしまして、指定都市と特別区については、
給与の実態を全国平均と対比をいたしまして、そ

の割りだけ増しをして見ております。その結
果の額が三百二十二円というところでございま
す。同じようなやり方でその他の市が二百八十一円、
それから町村が二百三十三円、二見先生の御指摘
のとおり数字でございまして、この点は、従来の
給与実態調査によりまして数字をそのままとした
ところでございまして、私ももとしまして、率自体は
従来よりもやや縮まったように思つておりますけ
れども、むしろ実額は伸びておりますので、ある
いは御指摘のような点があるかと思ひますが、率
自体は若干縮まってきたような感じで計算をして
おつたところであります。

○二見委員 この差も、先ほどの堀先生の御質問
ではありませぬけれども、給与の実態が、確かに
区の場合、市の場合、格差が出るところもある
し、ないところもある。関東近県ですと、たしか
二十三日よりも高い市があるはずで、埼玉県の
川口市あたりはかなり高いはずで、そういう実
態に即してない点は、たとえば超過勤務手当一
つ取り上げてみても、こういう差が出てくるので
はないだろうか。これは実情に合わせるように、こ
の次の改正のときにははしていただきたい。これ
は超過勤務手当だけではないと思ひますが、その
点お願いしたいと思ひます。

それから、人夫賃というのがあるでしょう。こ
れだって、やはり区、市、町村の格差というの
はあるんですよ。区の場合が千四百四十円、市
の場合が八百七十円、町村の場合が八百円、これ
率という絶対額の開きというの、前回よりも
かなり高い。これなども、かなり実情に合つてい
ないのではないだろうか。場合によれば、これも
地方のほうの持ち出しになるケースもあるのでは
ないかと思ひます。そういう苦情も聞いておりま
すが、そういう点は今後いかがでしょうか。

○中村(登)政府委員 二見先生のお話の第一点
の、ほんとに基準を実施市の実態に合うように
研究し、今回の通常選挙等での適切な結果の分析
等をやっていくべしという点につきましては、先
ほど堀先生にも申し上げましたが、ぜひそうやり

たいと思ひます。いままでも何回かやりました
が、どうもよく分析ができたかたきらいがあり
ました。ここで御指摘をいただきましたので、一生懸
命研究をして、適切にやつていきたいと思ひま
す。

それから人夫賃の件でございまして、この点
は、御指摘がありましたように、今回の改定で町
村が八百円、市が八百七十円、区部が千四百四十
円ということになりました。そういう意味で、伸び
率自体は別にしまして、伸び率は従来よりも区部
のほうが高く伸びていることは事実であります。
これは労働省等という御相談をいたしまして
て、労働省の統計に基づいてやつてみたところ
でございまして、そういう意味では、できるだけ地
方団体一本というよりも、実情に即するよう
というつもりでやつた結果ではございまして、二見先
生のお話は、総額の問題もあるだろうし、特に現
在の労働状況から見ても、この額で十分なのかとい
う御心配もあるわけでありまして、私も、こ
れだけ改定をしていただければ、少なくとも最低
必要な額としてはまず足りるのではないだろうか
というふうに存じてはおりますが、この点も第一
点と同様に、実態に合わせるという意味で、今後
これに満足をするというふうなことがないように
十分努力をいたしたいと思ひます。

○二見委員 実際、地方に行つて聞いてみま
すと、人夫というのがないのですよ。実際は、人夫
が集まらないで、市の職員が臨時にやつたりして
いるケースがほとんどだと思います。というの
は、結局人夫賃が、たとえば千四百四十円という額
では来手がいないのじゃないか、これが実情だと思
ひます。市の職員を臨時に人夫ということにして
やれば、それはそれでいいですけども、実際の
の純粋な臨時雇ひということになると、この額で
は来ない。労働問題としては当然これは来ないだ
ろうと思ふのです。アルバイトにしても、三千円
も四千円もとる時代ですから、そういう点から考
えれば、労働条件という面から見ても、たとえば
人夫賃というのは実情に即さないのじゃないか。

その点はやはり自治省としてもそういうふうに感
じておられるわけですか。それとも先ほどの御答
弁ですと、これならば確保できるのじゃないかと
いうお話ですけれども、これは実情とちよつと離
れている感じがするのですが、いかがでしょう
か。

○中村(啓)政府委員 それぞれの地域の実情は、
二見先生が一番御案内のところでありますので、
私どもの立場で、いまこの額で足りるかどうかと
いう点について、一般的なことしか申し上げかね
ますのはたいへんどうも恐縮に存じますが、とに
かく今度の改定額で千四百四十円というので、一
般的にアルバイトとして雇う額としてはまずまずで
あらうということに財政当局との話はまとめたこ
ころであります。ただ私どもも、これで非常に満
足をしておるというのではございませんで、実は
先生のお話のように、いまそう簡単に二十日間と
か二十五日間だけアルバイトに来ましようという
ような人で非常に役立つ人というのはほとんど求
めがたいのが実情であります。そういう意味では
私どもは、これもやはり選挙経費につきましても
人夫賃でまかなうものもかなりありますが、もう
少し人夫賃のウェートを下げて、職員の出動費
を充実していくという形で解決をいたしていき
ませんと、天下の実情に合わないのではないかと
いう点は問題点として考えておるところでござい
ます。

○二見委員 選挙ばかりではなくて、ほかの事業
もそうなんです。国の事業を地方が請け負うと
大体損することになっていくらしいのです。基準
額が全部実情に合わないというので、地方とし
ては持ち出しになる経費が非常に多いわけです。
私は選挙ばかりじゃないと思います。ほかのこと
も、そういう実情を聞いておりますし、これは自
治大臣も、選挙のことを含めて、そういう点の
是正をこれからお願いしたい。こういう点も十分
配慮していただきたいと思ひます。この点につ
いては大臣、いかがでございますか。

○秋田国務大臣 もちろんでございます。超過

負担につきましては、これを実質に合わせるよ
う、過重な負担を地方公共団体にかぶせざるよう
十分今後も注意してまいりたいと存じます。

○二見委員 最後にもう一点ですけれども、選挙
をやるためにいろいろな金がかかるわけですが、
ども、これからの方向としては、たとえばいろ
ろな報酬にしても、これは実情に合わせるという
御答弁、そのとおりお願いしたいと思いますし、
もう一つは、やはり常時啓発といひますか、ある
いは選挙の公費、そういうほうにむしろこれから
はかなり多額の金というものを支出していく必要
があるのじゃないだろうか。これは、ことし参議
院の選挙があるから、地方統一選挙があるからと
いうことでなしに、常時啓発ということについて
はいままでもやっておりますけれども、実情
は決してそのとおりではない。と同時に、地方の
選挙の事務体制も決して満足のいく事務体制では
ない。職員も満足にいない。専従職員も少ないと
いうのが地方の選挙の実情でございますので、そ
ういう点もこれからは改善する方向で、是正する
方向でこれからがんばっていただきたい、こう思
うわけでありますが、その点だけお伺ひして質問
を終わりたいと思ひます。

○秋田国務大臣 従来そのつもりで、毎年予算措
置等につきまして常時啓発の予算を要望いたし、
かつまた選挙庁等の機構改革をも心がけておる次
第でございますが、諸般の事情でわれわれの理想
の実現に至っておりません。今後努力を重ねて御
趣旨に沿いたいと存じております。

○二見委員 終わります。

○吉田委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

昭和四十六年三月一日印刷

昭和四十六年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A